

第49回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成22年12月21日（火）

大阪市環境局 第1・2会議室

開会 午前 10 時 30 分

○山崎事業企画担当課長代理

おはようございます。ただいまから「第 49 回大阪市廃棄物減量等推進審議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、司会進行をさせていただきます、環境局総務部事業企画担当課長代理の山崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まずはじめにお手元にお配りしております、審議会資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。

(配布資料確認)

そうしましたら、続きまして、本年 4 月の大阪市の人事異動に伴いまして、本審議会関係者の異動がございましたので、私のほうから新任者・在任者あわせてご紹介をさせていただきます。

(大阪市 出席者紹介)

ここで、お時間を頂戴しまして、環境局理事の東からご挨拶申し上げます。

○東環境局理事

改めまして、おはようございます。先ほどご紹介ございました環境局理事の東でございます。局長の玉井のほうは、あいにく他の公務、重なりまして、今日出席できませんので、代わりまして私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

藤田会長をはじめ、廃棄物減量等推進委員会委員の皆様におかれましては、平素より本市の廃棄物処理行政をはじめ市政各般にわたりまして、格別のご理解、ご協力賜っておりますことを、まずもって御礼を申し上げます。

私どもといたしましては、当審議会の皆様方のご意見、ご審議をふまえて、

ごみ減量をはじめ、総合的な環境行政の推進に向け、努力してまいり所存でございますので、なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

現在、環境問題は社会的にたいへん重要な課題となっております。市民の皆様のご関心も高まりつつあるものと思います。また、廃棄物処理行政につきましても循環型社会の構築、廃棄物の適正処理といった観点から、市民、事業者の皆様方との連携、協働による事業の推進が、今後ますます重要になろうというふうに考えているところでございます。本市におきましては、昨年 6 月、この審議会からいただきました答申をふまえて、一般廃棄物処理基本計画の改定を行い、事業者、市民の皆様方とともに引き続きごみ減量に積極的に取り組んでいるところでございます。

そうした取り組みの成果もございまして、このあとご説明させていただきますが、本市ではここ 2 年ほど、これまでにない大幅なごみ処理量の減量を実現できたところでございます。本日の審議会におきましては、その間のごみ減量の進捗状況、ならびにごみ処理手数料の改定を中心にご報告をさせていただきます。限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方におかれましては、貴重なご意見を賜り、ご審議をいただきたいというふうに存じますので、なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ながらご挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎事業企画担当課長代理

それでは議事に移らせていただきます。

本日の出席状況につきましては、委員数 16 名のところ、現在 13 名のご出席をいただいております。

「大阪市廃棄物減量等推進審議会 規則」第 5 条第 2 項に規定します、半数以上の出席がございまして、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては、藤田会長にお願いいたします。

藤田会長、よろしくお願いいたします。

○藤田会長

おはようございます。ちょっと、久しぶりにルシアスに来て、道をうろうろとしております間に何分かつたてしましまして、遅れまして申し訳ございません。

本題に入ります前にひとつだけ、本審議会の運営について傍聴の方々に一言申し上げたいと思います。本審議会は公開で開催いたしますが、受付でお受け取りいただきました傍聴要領のとおり、原則として許可無く撮影はできません。また、私語・雑談は議事進行の妨げになるので慎んでいただき、携帯電話をお持ちのかたは電源を切るか、マナーモードにしてください。なお、指示に従わない場合は退出していただく場合がありますので、円滑な審議会の運営にご協力をお願いいたします。

また、会議内容等につきましては、後日大阪市ホームページにも掲載されます。

事務局にお尋ねいたします。本日、報道機関等、撮影を求めているところがあるかどうか、いかがですか。

○山崎事業企画担当課長代理

はい、ございません。

○藤田会長

はい。では、そのまま審議のほうに入っていきたいと思います。議事が本日は実は一題しか書いてございませんが、まあ、個人的な感想で申し上げますと、前回の委員会から、市の内部でいろいろと努力をされて、先ほど理事のほうからもご挨拶がありましたように、順調にごみが減量されているということで、たぶんその報告が主たる議事ということになると思います。それにつきまして、また委員の方々からいろいろとご意見をいただきまして、さらによりよい、いわゆるその、市民とそれから局と、また事業者等を含めましてですけれども、ネットワークをつくって減量に努めていくというふうな方向に向けていきたいと思います。

それでは事務局のほうから、議事、「平成 21 年度一般廃棄物処理状況」について報告をお願いしたいと思います。

○縣事業企画担当課長

それでは、改めまして、私、環境局事業企画担当課長の縣でございます。私のほうからご説明のほう、させていただきたいというふうに思っております。すみません、失礼し座らせていただいて説明させていただきます。

先ほどもちょっとご紹介ございましたが、本日の審議会につきましては、前回の審議会の開催からだいぶ日もあいておりますので、平成 21 年度ですね、ごみ処理状況を中心としながら、この間のごみ減量の取り組みとか、進捗状況、そういったことにつきまして、ご報告させていただきたいというふうに思っております。

それではまず、皆さんのお手元のほうに、この青いパンフレット「平成 21 年度一般廃棄物処理状況」というのをお配りさせていただいているかと思しますので、こちらのほう、ちょっとご参照いただきたいというふうに思います。

まず、表紙をちょっとめくっていただけますでしょうか。1 ページのところ、ごみ処理状況、こちらのほう記載させていただいております。

まず、上段の「ごみ総量の推移」ということで、これはですね、私どもが、収集いたしましたごみ量のベースでございます。従いまして、この中には、いわゆる、資源に回る、資源化に回るようなごみも含まれた量ということで、いわゆる収集をベースにした総量のグラフというのを記載させていただいております。グラフのほうの、一番右端、ちょっと濃い青色で書かせていただいておりますけれども、平成 21 年度に収集されましたごみの総量が 122 万トン。で、ごみ量の総量のピーク、こちらがですね、一番左端、濃い青色で書かれているところなんですけれども、平成 3 年度の 218 万トンということでしたので、下の黄色い矢印のところ見ていただきましたら約 96 万トン、約 44 パーセント、まあ、この間ですね、減少してきているという状況でございます。

次に、その下のグラフでございますけれども、こちらは、ごみの処理量の推移ということで表現させていただいております。上段の、先ほど申しました総量のほうにつきましては、いわゆる資源ごみだとか、容器包装プラスチックとかいったように、いわゆるリサイクルに回るものとか、あるいは、私どもの破碎施設がございまして、そちらで金属ということで回収してリサイクルにまわすものがあるんですけれども、ごみの総量につきましては、そういうリサイクルに回るものも含まれておるんですけれども、一方、ごみ処理量、こちらにつきましては、そういったリサイクルに回るものを除外いたしまして、最終的に処分すべき量、そういったものを表させていただいております。

とりわけ、現在の大阪市におきましては、ごみの処理、こちらは、焼却処理が中心となっておりますわけなんですけれども、例えば、焼却工場を将来的にどのように整備していくか。こういったものを、検討する際に、どれだけの焼却工場の能力とい言いますか、キャパシティとい言いますか、必要になるかということのを的確に判断するにあたりましては、やはりこの焼却量が、処理量ですね、焼却量がいくらになるか、どの程度になるか、これが非常に大きなポイントになるということござい

まして、ごみの処理量に注目をいたしましてその推移というのをグラフのほうにまとめさせていただいております。具体的にグラフのほう見ていただきますと、大阪市におきましてはこの間、様々なごみの減量施策を進めておりまして、一番左端、濃い緑色のところなんですけれども、ピーク時の平成3年度、217万トンから、一番右端、21年度は118万トンということでございまして、ピーク時と比較いたしますと約99万トン、46パーセントの減量ということになっております。この間、平成3年から21年ということなんで、十数年と期間はかかっておるわけなんですけれども、大阪市の場合、着実にごみの減量、進めておるという状況、こちらのほうで見ていただけたかなということでございます。

そうした中で、先ほどもちょっとお話があったんですけれども、とりわけ、こちらのごみ処理量のほう、19から20年度、20年度から21年度を見ていただけたらというふうに思うんですけれども、19から20年度が148から135ということで13万トン、20から21年度につきましては135から118ということで17万トンと、ここ2年間で約30万トンと、非常に大きくごみの減量が進んでいるという状況にございます。

この2年間で、大きくごみの減量が進んだ要因として考えられますものとしたしましては、ひとつには、家庭から出るごみ、家庭系のごみ、こちらの方につきましては、いわゆる中身の見えるごみ袋を導入させていただいております、ごみを出す際には中身の見えるごみ袋で出してくださいということで排出方法を指定させていただいたこと、こういったことがひとつ効果として、要因としてあげられるかなというふうに考えております。

また、事業系のごみ、こちらにつきましては、いわゆる適正区分・適正処理の推進ということで、焼却工場等に搬入されるごみに混入しております産業廃棄物、こういったものは、搬入不適物の排除の取り組みを進めてきたこと、これが大きな要因になっているのではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、この、2年間で30万トンの減量なんですけれども、のちほどまた出てくるんですけども、特に、30万トンのうち、事業系のごみのほうが23万トンということで、家庭系に比べますと事業系のごみが大きく減少しているという状況でございますが、他の政令指定都市の状況につきまして調査しましたところ、やはり、ここ最近ほとんどの都市においても、事業系のごみが減少傾向にございます。従いまし

て、この事業系ごみの減少は、私ども施策の効果という部分もあるんですけども、事業系ごみの減量、全国的な傾向という部分もございますので、こうした他都市の動向等を考えますと、事業系ごみの減少、減量は、こういった景気の低迷、長引く景気の低迷、こういった影響というものが少なくは無いのではないかなと、こんなふうに推定しておるところでございます。

ここで、ちょっとページをとんでいただきまして、パンフレットの一番裏面のほう、ちょっとご覧いただけたらなというふうに思っておるんですけども、こちらのほうでは、大阪市の一般廃棄物処理基本計画の概要ということで、書かせていただいておりますわけなんですけれども、前回の審議会におきましては、こちらの基本計画のほうはまだ策定できておりませんでしたので、策定に先立ちましていわゆるパブリックコメントの段階、素案の段階で基本計画のほう、概要を説明させていただきました。その上で、3月に基本計画を策定した段階で、委員の皆様の方には、基本計画のほう、個別に郵送させていただいたというところがございます。

こちらの基本計画におきましては、いわゆる計画目標、中ほどのところに「計画目標」というところがございますけれども、計画目標としてごみ処理量を減量目標として定めておるところでございます。この間、ごみの減量目標の設定にかかわりましては、昨年6月に、こちらの審議会の答申をいただき、その答申の中で、中長期的な減量目標としまして、ごみの処理量、120万トン以下にするようにというご提言をいただいたところがございます。さらにその答申をふまえて、大阪市といたしましては昨年7月の時点で、平成27年度までにごみ処理量を110万トンまで減量するという新たな減量目標を設定いたしましたところがございます。

それを踏まえて、こちらのパンフレットにも書かせていただいておりますけれども、本年3月に新たに策定いたしました一般廃棄物基本計画におきましては、そちらの真ん中の欄のところにも書かせていただいておりますけれども、真ん中の平成19年度実績、こちら148万トンをこれ基準といたしまして、約38万トン、25パーセントを減量いたしまして、平成27年度の、ごみ処理量を110万トンまで減量するということを目標とさせていただいております。

なお、一番左に、先程来、申し上げますピークの平成3年度、これのほう表示させていただいておりますけれども、この110万トンというのはですね、ピーク時の平成3年度比較いたしますと107万トンの減量ということで、ピーク時から49

パーセントということですので、処理量を半減させるというような目標の設定になっておるところでございます。

そうしたわけで、今回基本計画では110万トンという減量目標を設定させていただいておるんですけれども、そうした中で先ほどもちょっと触れさせていただいたんですけれども、平成20年度、21年度とですね、事業系ごみを中心といたしまして大きくごみの減量が進んでおるとい状況がございまして、実は平成21年度ごみ処理量、これ118万トンなんですけれども、これをですね、今年の6月、市長記者会見の場におきまして、市長のほうからですね、非常に大きくごみの減量が進んだんということで、118万トンというこの処理量を発表していただきました際に、市長からは平成27年度のごみの減量目標、これ、110万トン、これをですね、27年度と言わずにもっと前倒しで達成すると。さらには、もっと踏み込みまして、100万トンを目指して、ごみの減量を進めていきたいと、こういったような発言等もございました。

この100万トンを目指すという趣旨でございますけれども、この間、事業系のごみを中心といたしまして、大幅にごみの減量が進む中で、先ほども申し上げましたが、景気の低迷の影響というのも小さくはないというようなことも考えられるところなんですけれども、一方で、これからの景気の見通しと申しますか、景気の動向という部分ですね、今後数年間のスパンで、大きく好転するという部分、なかなか考えられにくい部分もございまして、当面景気的好転に伴うごみ量の増加という部分も、ごみ量の戻りという部分、こういった部分もですね、あまり考えられないというようなことがございます。そうしたことから、景気の影響によりましてごみの減少、さらには、今後進めていきます新たなごみの減量施策、そういった効果等も考慮いたしまして110万トンという減量目標から、さらに10万トン程度のごみを減らしていきたい、そういった趣旨でございます。

このため、基本計画のほうで定めております27年度の110万トンにつきましても、今後、さらに10万トン減量して100万トンを目指す、こういった趣旨もございまして、今後のごみ処理量の推移等の状況、以後注視しながら、減量目標の修正等、こういったものも行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、参考までなんですけれども、20、21年度と大きくごみの減量進んでおるんですけれども、22年度に入ってから、ごみの処理量の推移、おおむね横ばい、あ

るいは若干の減少ということで、ちょっとごみの減量傾向というのは若干鈍ってきているような状況もございます。このため、110万トンの減量目標、あるいはさらに踏み込んで100万トンということも出ておりますので、今後も積極的にごみの減量に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

すいません、もう少しお時間いただきまして、引き続きこちらのリーフレットのほうに、中身につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

2ページのほうに戻っていただきまして、「ごみ処理の流れ」ということで表記をさせていただいております。

まず1番目のところなんですけれども、平成21年度のごみの総量ということで、211.8万トンということで記載をさせていただいております。それは、左のほうに、「①家庭系ごみ」、「②事業系ごみ」、「③環境系ごみ」ということで書かせていただいております。わけなんですけれども、いわゆる家庭から出てきます、主に家庭から出てきてます家庭系のごみが49万5千トン。それからですね、主に事業活動に伴って出てきますごみが71万トン。それから環境系、この環境系のごみと申しますのは、例えば道路の清掃とかということで、街の美化に伴いますようなごみ、こういうものが1.4万トンという状況でございます。

こういったものの中から、いわゆる資源ごみとか、容器包装プラスチックといった資源回収等々ございまして、最終的に処理した量、右側のほうの真ん中のあたり、オレンジの欄のところなんですけれども、117.7万トン、これをまるめまして先程来21年度の処理量を118万トンということでご説明をさせていただいております。その117.7万トン、これを焼却いたしまして最終的に出てまいりました焼却灰が22万トンということで、大きな大阪市のごみ処理の流れというのは、こういったかたちで、流れになっておるということを図示させていただいております。

ただ、こうしたごみ処理の流れでも、一番左端のところ、「資源化の取組状況（上記を除く）」という表現、書かせていただいております。わけなんですけれども、上段のこのごみ処理の流れというのは、大阪市がある程度直接実施しているって言うか、関与しているごみの処理の流れを表現させていただいておりますので、ここには直接記載されていないんですけれども、大阪市が直接関与しないという部分での資源化の取り組みといたしましては、例えば、市民の皆さんが取り組んでおられます資源集団回収、こういった回収量が3万6千トンほどございますし、それから事業系のごみに

かかわりましては、いわゆる大規模な建築物を中心といたしまして、紙ごみ等のリサイクル、そういったものの取り組みも行っておられまして、そういった部分が19万3千トンあるということをごさしまして、直接大阪市のごみ処理の流れの中には見えてこない、出てきてない部分ではございますけれども、かなりの量がですね、リサイクルに回っているというようなことをご理解をいただけたらなというふうに思っております。

それではちょっとすいません、ちょっと1ページめくっていただきまして、3ページですね、「最終処分量の推移」ということで、こちらは、最終的に焼却した後の焼却灰の状況を記載させていただいております。こちらのほうにつきましても、平成17年度から記載させていただいておりますけれども、21年度につきましてもは22万トンということで、順調に減量が進んでいるという状況でございます。

なお、本市ではこの焼却した後の焼却灰につきましても、その下にちょっと写真が載っておるんですけども、本市の独自の処分場でございます夢洲のほうにございます北港処分地とですね、大阪湾フェニックス計画の最終処分場で埋め立て処理をしておる状況でございます。

しかしながら、こちらのほうの北港処分地の埋め立てが完了いたしますと、本市の独自で処分場を確保するということが困難な状況でございますので、現在ある処分場、できるだけ長くですね、有効に活用していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それからその下、左がごみの焼却施設ということで、舞洲工場の写真が映っておるわけなんですけれども、私どもの焼却工場におきましては、ごみを適正に処理するということが、これは当然のことなんですけれども、焼却処理だけではなく、サーマルリサイクル、こういったものも非常に促進していくということで、焼却したあとの余熱の利用に非常に力を入れていただいております。特に、発電などには非常に力を入れておまして、21年度の発電量がですね、4億2千万キロワットアワーということでございまして、こちらのほう、ちょうどパンフレットのところ、赤字で書かせていただいているんですけども、この量がですね、約11万7千軒の家庭が1年間に使用する電気量に匹敵するということがございます。ちなみに大阪市の世帯数がおおむね120万世帯ぐらいというふうに言われておりますので、だいたい大阪市の世帯数の約1割程度のご家庭の1年間の電気量をまかなえるぐらいの発

電量が毎年あるんやなど、こんなふうなイメージしていただけたらなというふうに思っております。

それからその下でございますけれども、焼却工場におきましては、市民の皆さん、ごみ処理についてご理解を深めていただくということで、焼却工場におきまして市民の皆さんの見学等の受け入れを行っております、21年度につきましては3万人の方々にご見学をいただいたという状況でございます。

その右側、参考までではございますけれども、環境負荷の低減ということで、ごみの焼却処理量の減少により、二酸化炭素の排出量がどのくらい減ったかということに記載しておるんですけれども、これはあくまで理論的な数字ということで計算上出てくるものでございますので、焼却量の減少に伴いまして二酸化炭素の排出量が減っているということを見ていただけたらなというふうに思っております。

それから右側のほうに移りまして4ページ、家庭系のごみの処理状況でございますけれども、家庭系のごみにつきましても17年度の56万トンから21年度の45万4千トンということで順調に減ってきております。

そうした中で、その下に集団回収の回収量と、登録団体数の推移を書かせていただいておりますけれども、資源集団回収につきましては、平成11年度ぐらいから本格的に本市といたしましても助成制度、こういったものを設けておるわけなんですけれども、現在の回収量、これは、ほとんど紙ごみを中心になるのかと思うんですけれども、平成21年度現在で3万6千トン、登録団体にいたしまして21年度のところで、棒グラフのほうですけれども、2,373団体にご登録いただきまして、様々なかたちでご協力をいただきながら回収量、回収団体とも、おおむね確実に増加しているという状況でございます。

特に、資源集団回収につきましては、平成21年度に団体への奨励金につきましても回収量に応じて段階的に引き上げるとともに、各戸回収方式といった個別の回収方式、新たな資源集団回収方式のテスト実施に取り組んできたところでございますし、今年、22年度からは、この各戸回収方式の資源集団回収を全市域に拡大するなど、さらなる集団回収の団体数を増加を目指すとともに、回収量の増加を図るよう取り組みを進めておるといった状況でございます。

それから1ページめくっていただきまして、事業系ごみの関係でございますけれども、大阪市の場合、事業系のごみの処理量が全体の約6割をしめておるとい

とで、ちなみに、全国津々浦々、全国平均なんですけれども、環境省の資料など見ていただきますと、全国平均の場合ですね、事業系のごみでだいたい3割ということですので、大阪市の場合、飛びぬけて、事業系のごみが多いということですので、やはりその減量が大きな課題になっております。このため、先程もちよっと触れさせていただいたんですけれども、この間、事業系ごみの適正区分とか適正処理に向けました取り組みといたしまして、パンフレットを配布したりとか、焼却工場におきまして事業系ごみを搬入します車両の展開検査、こういったものを強化するとともに、不適正な搬入がございましたら、直接、排出事業者のところに赴いて指導を行うなど、そういった取り組み等も進めておるところです。

そういった関係がございまして、21年度につきましては、70.9万トンということでございまして、先程来申し上げましたように、景気の低迷の影響というのも考えられないことはないんですけれども、17年度から比べますと大きくごみの減量、進んでおるところでございまして。

それからその下のほうですね、大規模建築物、先程、ごみ処理の流れに出てきてない部分として、大規模な建築物で取り組んでいただいているごみの資源化の量の推移ということでございまして。こちらのほうにつきましても、平成5年度からこういった大規模建築物の減量指導を着手しておるんですけれども、その場合の対象となる建築物の見直し、基準の見直し、こういったものもございまして、21年度のリサイクル量を見ますと、19万3千トンということで、非常に増えてきてる状況もございまして、リサイクル率のほうも44.8パーセントということで非常に増えてきておるところでございまして。

こういった事業者の皆さんの取り組み、こういった部分をさらに促進するという観点から、積極的に取り組んでおられます事業者、建物に対しましては、一番下に書いておりますように、私どもの局長表彰なり、市長表彰、そういった表彰とか、ごみ減量の優良標、こういったものを贈呈いたしまして、皆様の努力、引き続きお願いしておるところでございまして。

それから最後になりますけれども、6ページのほうですけれども、連携と協働の推進ということでタウンミーティング等の開催状況ということなんですけれども、これはですね、市民の皆さん、あるいは学校教育等の場を通じまして、色んな形で市民の皆さんと会話をしながら、ごみの減量に対する意識を高めていただいて、市民

の皆さんと連携・協働しながらごみの減量を進めていきたいということで、色々な意見交換の場とか、会話の場を設けさせていただいております、こういったものをデータとして表記をさせていただいているところでございます。

ちなみに平成 18 年度とか、21 年度がちょっと多くなっておるわけなんですけれども、18 年度につきましては、粗大ごみ収集の有料化がございまして、こういった部分で市民の皆さんにいろいろ説明をする機会が多かったということもございまして、21 年度につきましては、私どもの廃棄物減量等推進員という制度がございまして、いわゆるごみゼロリーダーなんですけれども、こちらのほうと学習会と言うんですか、勉強会と言うんですか、こういったものを積極的にやらせていただいた関係もございまして、非常に多くなっている状況でございます。

この他、その下にも書かせていただいておりますように、レジ袋削減協定の締結ということで、スーパーマーケットの事業者の皆さん、5 社ご協力いただきましたほか、市民団体といたしまして、なにわエコ会議、さらには大阪市の 3 者が、レジ袋削減協定、こういったものも結ばせていただいておりますし、さらには昨年、事業者のリサイクルコンテストということで、優れたリサイクルの取り組み、こういったことをやっておられるかたをですね、表彰させていただきまして、そうした取り組みを発信するというようなこともやらせていただいております。

それからその下、効率化の取り組みということでございまして、ごみ処理にかかっている経費、これをですね、市民ひとりあたりに見た場合どうなっているかということで、その推移を表記をさせていただいております。まあ、ごみ処理の経費、これどういったかたちで見るとというのは、いろんなかたちの見方があるかと思うんですけれども、ここではですね、市民ひとりあたりということで書かせていただいておりますけれども、17 年度、オレンジの部分が焼却から埋め立て処分にかかる部分、8,900 円、収集から運搬にかかる部分、17 年度で見ますと 9,900 円になるんですけれども、21 年度につきましては処分のほうが 7,600 円、収集のほうが 6,700 円ということで、この間、私ども市政改革の取り組みということで、様々なかたちで事業の見直しとか効率化等も図っております、そういった関係もございまして、トータルで見ますと 18,800 円が 14,300 円ということで、効率化も進んでおるといいう状況でございます。

すいません、ちょっと長くなりましたけれども、以上、雑駁ではございますけれ

ども、21年度のごみの減量状況等を中心としながら、ごみ処理状況につきまして私のほうからご説明させていただきました。以上でございます。

○藤田会長

もうひとつ、あります。

○永谷事業改革担当課長

あらためまして、事業改革担当課長、永谷でございます。引き続きまして、私のほうから、ごみ処理手数料につきましてご報告をさせていただきます。座らせていただいておりますのでご説明いたします。

昨年の6月、本審議会から経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策に關しまして答申をいただきまして、ごみ処理手数料のあり方についても、種々ご提言をいただいたところでございます。この提言をふまえて、ごみ処理手数料の改定に向けて取り組んできたところでございまして、こうした経過の概要につきましてご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

お手元にお配りをさせていただいております資料、2点でございます。ご参照いただきたいと思っておりますが、まず「大阪市における事業系ごみの処理手数料」というふうが一番上に書いておる資料に沿って、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今、申し上げましたように手数料改定にかかわりまして、まずあの、現行と申すか、大阪市におけるごみ処理手数料の仕組みとか状況といったことについて、先にご説明をさせていただきたいんですが、ここにも記載しておりますように、ごみ処理手数料というのは、ごみの収集運搬の手数料と、それとごみの処分、まあ、焼却とか埋め立てといったその処分の手数料を足したものをごみ処理手数料というふうに言っております。で、大阪市におきましても、一部で事業系のごみを有料というかたちで収集をしておりますが、これはまあ、条例で料金を設定をしております。その内容に沿って事業をやっておるわけですが、ここにも記載ございます大阪市で排出事業者のかたの委託を受けて、それで直営、直営というのは大阪市でということですが、収集に行って焼却工場へ運搬をし、そして、焼却、最終処分までの経費として条例で定めた金額というのが、10キログラムあたり、毎日収集をするということでありましたら、10キログラムあたり240円。それと週2回の定日の収集という場合については10キログラムあたり180円という料金になっております。

この料金につきましては、米印にも記載をしておりますように、許可業者さんが

収集処分される際についてもこの金額が上限でありますということで、この金額を超えてはならないということで、決まっておるということに記載をしております。

事業系のごみについてはほとんどが許可業者さんと契約をなされて処理をされているという実態がございますが、一部で大阪市の場合、非常にたくさんの事業所があって、少し古い統計ではございますが、20 万事業所がございます。その中でも、どちらかという、まあ、排出量が非常に少ない事業所については、この米印にございますように排出日量 10 キログラム未満の無料収集ということで、事実上、事業系のごみでございまして、日量 10 キログラム未満の排出事業者には、家庭ごみと同様に本市が週 2 回無料で収集をしているということで、これがまあ、82,000 件ぐらいあります。この点につきましても、審議会のほうでご議論をいただいた内容でございまして、本市の場合、基本は家庭ごみ収集ですが、そこに一緒にごみが排出されて無料で収集をしているという実態がございますということでございます。

次に、(2)として、処分手数料というふうに記載しておりますが、先程申し上げました処理手数料のうちの収集運搬手数料を除くごみの処分手数料、ごみを実際に焼却処分をするという部分の手数料につきましても、これは實際上、許可業者との契約を成されておる場合についても、許可業者さんが大阪市の工場へ搬入して、そのごみ量を計量した上でその料金を支払っていただくということでございますが、実際まあ、処分をする手数料というのは一定額、重量によって決まっているものでございますので、本来は排出事業者が支払うべき手数料であると。ただ、実態としては今申し上げましたように、許可業者さんに委託をしている場合については、許可業者との契約の中で収集運搬料金とあわせて契約をしているということですので、許可業者さんから支払われているということになっております。

ただ、この点につきましても、排出者のかたが直接負担ということであれば、当然、自らごみを排出する量ということに対して意識を持っていただけるのではないかという、いわゆる減量につながる、減量意識につながるものではないかということで、この点につきましてもご議論をいただいたところでございます。現在、10 キロあたり 58 円という金額でございますが、こちらについてはまあ、次のページに出てきますが、いわゆる他都市との比較というのもしております。

そちらのほう、ちょっとご参照いただきたいんですが、2 ページ目は、処分手数料の変遷ということでございまして、一番上に記載をしている表につきましても、今

申しあげました処分手数料 10 キログラム当たり 58 円であるという部分につきまして、これは平成 4 年 4 月に改正をして、以後ずっと改正をしてきてない。まあ、約 17 年間同じ金額がそのまま続いているということでございます。

ただ、その下の規則という部分の表記については、現実的に許可業者さんに対して、いわゆる便宜をしてきた経過というのともあわせて載せておりますが、平成 18 年 9 月にその整理も終わっております、実質的に条例金額 58 円が一本でございますという、これはまあ、大阪市の状況の説明の中でこういう許可業者料金というのがあった部分については、現行、それは廃止になっております。

続いてグラフで表記させていただいておりますのは、政令指定都市におけるごみ処分手数料の比較でございます。で、こちらのほう、21 年 4 月現在の状況ではございますが、實際上、大阪市につきましては政令市の中で下から 2 番目の 58 円。で、政令市全体の平均が 123 円ということございまして、そこにも至っていないと言いますか、平均からかなり下であるという状況を表した中身でございまして、ちなみに表が「21 年 4 月」と書いておりますが、22 年 4 月現時点におきましても、この金額の設定ということを確認をしております。

その次が大阪府下の 10 万人以上の都市における処分手数料でございまして、こちらにも同様に、非常に下のほうの位置にあるということで、こうした現状をふまえていただいた中で、経済的手法につながる処理手数料のあり方について、ご議論をいただけてきたということでございます。

その具体的に進めていただいた内容というのが、次の 3 ページに記載をしておるところでございます。手数料問題ということでこちらにつきましては、手数料のあり方検討部会を設置させていただきまして、このごみ処理手数料のあり方を中心に種々ご議論をいただいたところございまして、その中で手数料の現状と考慮すべき要因ということで、實際上、本市の状況についてご分析をいただいた内容を記載をしております。少し読ませていただきます。

「排出事業者から徴収しているごみ処理手数料のうち、焼却と埋立に関する処分手数料については、実際にかかっている処理コストから大きく乖離をしている」と。で、「焼却工場に搬入される一般廃棄物の処分手数料は 10 キログラム当たり 58 円で、一方平成 19 年度の処分原価は 10 キログラム当たり 117 円」ということで、この分の乖離という、実際に前にもございました事業系ごみについては、排出事業者責任

ということがある中で、この負担の部分について、約 50 パーセントの状況にしかなってないということを指摘をいただいたところでございます。

それで大阪市のごみ処理手数料は、政令市の平均のまあおおむね半分ということで、先程、表で、グラフでご説明をさせていただいた部分でございまして、非常に他都市に比べて安価ということで、排出事業者のその責任の徹底とか、受益と負担の公平性の確保といった部分について、十分これから検討する必要があるのではないかとということで、部会のほうでご議論いただいてきた内容でございます。

このへんにつきまして、審議会に上程をいただいた内容ということで、最終的に 21 年の 6 月の 12 日に答申をいただいた、その内容の骨子というのを記載をさせていただいておるところでございます。

ひとつめが「原価を反映した手数料の設定」ということでございまして、そちらは今申し上げましたようなことで、非常に減量につながる、そういうことも含めて、そういったことを考慮しつつ、ごみ処理原価を基本とするのが原則であるというご提言をいただいたところでございます。

次に「処分手数料を上乗せした有料指定袋制度の検討」ということです。これは先程申し上げました、処分手数料を本来排出事業者が直接支払うという方法があれば非常に減量の効果につながるのではないかとということで、ひとつ、ご提案をいただいた内容というのが、実際に排出事業者がごみの袋を買っていただく。そこへ処分量を込めた袋を買っていただいて、それで排出をしていただくことをもって、非常に、少しでもごみが少なくなる、少なく排出するという意識につながるかとということで、有料指定袋の導入ということを検討するようにと、これもひとつ、提言をいただいた内容でございました。当然、ごみの適正区分、適正処理という観点、いわゆるリサイクル、分ける分けないという部分にも効果があるということでございます。

三つ目が「手数料基準（ごみ量換算値）の変更」ということでこちらはまあ、少し、大阪市としてこれまでいわゆる、一般的には 45 リットルの袋をですね、そちらについては、重量換算値というのを 3 分の 1 とみなして 15 キログラムとして換算しておったところでございます。というのは、一軒一軒からごみが出される、本来重量で金額が決まるわけですが、ひとつひとつ、一軒一軒量ることができませんので、袋の数で重量推定をしておったという、まあ、そういう部分がございましたが、そ

れについて、これはまあ、現実的に今日のごみの状況、排出の変化ということに照らし合わせると、これは 0.2 程度とすることが妥当であるという提言をいただいたという。

四つ目につきまして、先程も申し上げました、82,000 事業所、非常に多くの事業所から出てるごみということで、日量 10 キログラム未満の無料収集にかかわるその規定の見直しということでございまして、こちらについては排出量にかかわらず、平均排出量 10 キログラム未満、10 キログラム未満の事業系ごみの無料規定についても見直しを検討すべきと、これは、はっきり事業系ごみとして排出者の責任をきちんと明確にすべきではないかというご提言。

主にこの 4 点にわたりましてご提言をいただいたところでございまして、我々としてもそれをふまえて、次の 4 ページに記載をしておりますように、この 22 年 3 月の予算市会のほうに上程をしたところでございます。これはまあ、ここにかかわりましては、ごみの処分手数料 10 キログラム当たり 58 円を 90 円に改定、先程処理原価が 117 円というふうに申し上げましたが、その部分につきましては、大阪市の場合、非常に昼間人口が多い、その辺の特徴があって、先程まあ、事業系のごみが 6 割以上を占めているというお話もさせていただいたところでございます。したがってその税によるごみの負担と言いますか、その部分の中身をやっぱりきちっと説明をせないかんとということでございますが、この原価、本来は原価そのものをきちっとという状況があればいいんですが、いわゆる受益と負担の観点とか、ごみ減量の効果等を総合的に勘案して設定をするということでございます。一方では、この処理施設と言うんですか、これはまあ、各都市によって、そのインフラの整備の程度の状況が違うということで、処分原価との開きというのが、それぞれ都市によって処分原価がかなり違っておるという状況がございまして。そういったことで、一律的に各都市の金額だけを比較してということではなく、原価に対する処分手数料の負担の割合について、各都市の状況調査をいたしまして、極端なところを除きまして、平均的にだいたい処分原価に対する処分手数料の設定というのが 76 パーセントということでございましたので、その部分を、117 円に 76 パーセントかけて 90 円ということで、この 90 円という金額の設定をしたところでございます。

で、これに連動いたしまして、10 キログラム当たり収集処分を含めた手数料を 240 円から 270 円ということでございます。こちらについては処分手数料の上乗せ分だ

けをここへ込めまして、収集運搬にかかる手数料についてはそのまま据え置くというかたちで計算した金額が 240 円から 270 円に改定する。で、この内容をもって 10 月 1 日から条例改正をして、実際に施行していくということで市会に上程をしたところでございますが、次に記載をしておりますように、「22 年 10 月」という部分について、いつから始めるかという部分については修正というかたちで、「市長が定める」というかたちでの修正で、最終的にそういうことでこの 3 月の条例改正につきまして、そういう内容で決着をしたというところでございます。

金額的には今申し上げましたかたちで条例改正のほうは終わりましたが、いつから始めるというところについて、この修正理由というかたちのほう、記載をしておりますが、排出事業者への説明が不十分ということで議会のほうからいろいろございました。で、その背景といたしましては、ひとつはまああの、確か 11 月ぐらいだったと思いますが、手数料改定の反対の署名が 4 万 5 千通あまり、これがとりまとめられて大阪市のほうに提出されたという状況がございました。で、3 月の議会で議論する手前で、陳情書というかたちで、手数料改正の反対の陳情書があがってきたというそういった背景がございまして、やっぱり議会のほうでも排出事業者になかなかまあ、そこがきちっと理解をされてない状況があるんじゃないかという、そういう指摘がございました。特に、陳情書があがってきておりますのが、大阪市の商店会総連盟というところからあがった中身がございました。これは、小売業者さんと言うんですか、を中心とした団体でございますが、これに対して非常に影響を及ぼすと、どうしても現状の不景気な状況というのも当然勘案した中でやっぱりごみ処理手数料の値上げということについては、非常に影響が大きいという、まあ、そういうことでございますので、そこは慎重に検討を加えまして、引き続き小売業者をはじめ、排出業者の方々へ十分な説明を行ったうえで、条例の施行期日について判断をするということをしていただいたということでございます。

それが 3 月で、そういう議論をふまえて、今年度の当初から記載をしておりますように、大阪市の商店会総連盟とか、各区の商店会連盟とか、いわゆる下部組織と言うんですかね、そういったところなり、排出者の団体と言うんですか、大阪市の建設業協会であるとか、大阪市工業会連合会、大阪商工会議所、日本チェーンストア協会関西支部、大阪百貨店協会、ここに記載をしている内容のところでございますが、そちらのほうに周知をするって言うんですか、説明のほうに上がらせて

いただく。また、許可業者さんの団体に対しても条例改正の趣旨の説明をこの間ずっと行って来たというところでございます。特に、大阪市の商店会総連盟につきましては、それぞれの、市全体のところだけではなく、各行政区、各区の商店会連盟の役員会とか、理事会といったようなところにもお邪魔をさせていただいて、その趣旨の説明のほうをさせていただいたところでございます。

その際に説明資料として作成いたしましたのが、配布させていただいております「事業系ごみの処理とごみ処理手数料について」というリーフレットでございます。こちらのほう、作成をしまして、先程ご説明させていただいたようなごみ処理手数料の仕組みといったことをあらためてご説明をさせていただいて、ご理解をいただくということで努めて来たというところでございます。

内容といたしましては、やっぱりどうしてもごみそのものにあまり関心が無かったという部分は、大半はまあ、おっしゃっておられたような状況でございましたので、特にごみの排出につきましてはごみの重量で決まるってということで、それぞれ自分のところのお店が出しておられるごみ袋、一体何キロやねんというようなことで、量っていただくというようなこともやっていただいて、実際のごみの量を認識をしていただく、関心を持っていただくというようなことを、併せてお願いをさせていただいたようなところでございます。まあ、その辺につきましては、大阪市から説明に来てくれたということで、概ねわかりやすかったというような話もしていただいたところでございますし、今までなかなか仕組みとか、そういうものがなかなかつかめてなかったというようなことで、そこら辺についてはやっぱり不景気な状況もあって、やっぱりごみそのものが減ってきてるという状況もある中で、手数料そのものが一定同じというようなこともやっぱり少し考えないかなのかなというのは、その中でお話も出てきておったというような状況でございます。

併せてそちらのパンフレットにつきましては、2 ページの一番下の下段のところにごございますように、事業系ごみの処理に関する相談窓口のようなものも、環境局のほうに設置をしております、具体的な契約の状況でありますとか、ごみ処理で困ったことが今あれば気軽にご相談くださいという、こういう窓口のほうも設置をさせていただいて、そのへんについては気軽にご相談をいただけるように申しあげて来たというような状況でございます。

で、改めまして、そういったかたちで排出事業者への説明と言うんですか、ご理

解のほう、我々的にはもらってきた部分でございますが、まだまだ十分尽くして、果たしてるかどうかというのはございまして、実際、この条例改正になりました、金額的には改正がございましたが、施行期日については現時点でまだ確定をしてないというような状況でございます。

あとは、審議会でいろいろご提言をいただいた中で、どうしてもこういう反対的な運動もあった中で、有料袋の部分とか、もうひとつは10キログラム未満の規定の見直しといった内容につきましては、これはまあ、今回の条例改正の中でそこを盛り込むという状況には至らなかったということでございます。こちらについては、特に10キログラム未満の事業所のごみの無料規定の見直しということになりますと、非常に負担が増えるといった状況、またあの、有料指定袋についても非常に効果があるというふうに我々も認識をしておりますが、やっぱりごみ袋代というようなこともあわせて、やっぱり負担をかけるというような状況もございます。ただまあ、市民生活への影響と言うんですか、そちらも考慮いたしまして、今申し上げましたように手数料改定とは切り離れたかたちで、今後、社会経済状況の動向とか、ごみ減量の推移というものを見つめつつ、継続して検討していくべき課題というふうに認識をさせていただいたところでございます。そういった意味で、ごみ処理手数料そのものの改定に向けた経過という部分を説明させていただいたところでございます。以上でございます。

○藤田会長

はい、ありがとうございます。「平成21年度一般廃棄物処理状況」と「ごみ処理手数料」についてのご報告、また、非常に丁寧なご説明をいただきました。

一応、本日の議事としましては、本件一題ということになっておりますので、ここで、まず先程のご報告等につきまして各委員の方々からご意見をいただきたいと思っております。どんな部分でも結構です。それから例えばその、説明の中でわかりにくければ、そのわからなかった部分についてのご質問でも結構ですので、どうかご自由にご発言願えればと思います。いかがでしょうか。

○花嶋委員

えーと、すいません。水色の「一般廃棄物処理状況」の冊子の2ページのところなんですけれども、この図を見ると資源回収量が5.0万トンで、資源化されたものが3.9万トンということは、これがこうなのかわかりませんが、その下に

る不適物・残渣 1.1 万トンというのがその差なのかなと思うんですけども、回収したもののうち、約 2 割以上が資源化できなかったという理由はどこにあるのかを教えてください。

○村上家庭系ごみ減量担当課長

すいません、家庭系ごみ減量担当課長の村上でございます。ここで言います資源ごみと申すのが、ひとつが資源ごみ収集ということで、空き缶・空きびん・ペットボトル、あと金属製品。で、もうひとつが容器包装プラスチックという二つの収集でございます。

で、まず、容器包装プラスチックの関係なんですけれども、これ実際、容器包装プラスチックで回収をさせていただいても、実際上と言いますと、その、プラスチックなんです、容器包装プラスチックでないプラスチックというのが、結構入れられてると。まずこれがひとつと、で、もうひとつは、やっぱりその残渣が、要は中が残ってるとか、要は汚れてる、で、そういうものが出されてるといって、これにつきましては民間委託をしまして選別をしております。選別をしてそういう容器包装プラスチックでないプラスチック、それから異物といわれる残渣物、こういうものをまず排除してましてというのがひとつです。

それから、資源ごみの関係なんですけれども、資源ごみにつきましても、まあ同じように異物というのはあるんですが、メインとしてありますのが、びんでございます。で、びんを出していただいても、輸送途中とか選別途中で割れるということが起こります。で、割れてしまいますと、びんの場合は、無色、それから茶色、その他というかたちで色選別をせなあきませんけれども、割れてしまうとなかなかその色選別がしづらいと。で、そこへなおかつ小さなごみ類が混ざってしまうと、ガラスとしてのリサイクルができないということで、まあ、資源ごみなんかのメインとしましては、異物と割れびんという、そこがトータルとして 1 万 1 千トンということでございます。

○花嶋委員

よくわかりました。ただやはり、市民の側の間違いもあるのでしょうかし、それから資源化できないものを入れてしまうというようなこともあるとは思いますが、その辺は、やはりもう少し周知徹底をすることも大事だと思いますし、それから、容器包装リサイクル法の対象外であったとしても、資源は資源で、もしリサイクルで

きるものであれば、その対応をどうするのか。入れないようにしてもらうのか、あるいは入れてもらったもの、まあ、同じ素材であればどうにか再資源化できるように交渉をするというようなことも必要かなと思います。

それと、それからあの、ガラスが割れてしまうという分については、ある程度は仕方ないとは思いますが、市民の方々はたぶん、ほぼ 100 パーセントこっちへ出したらリサイクルされると思ってらっしゃると思いますので、その点の資源の品質管理とか、あるいは収集から先の資源化率の向上というのを、より目指していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○藤田会長

はい、ありがとうございます。今の件ですと、例えばその、タウンミーティング、ごみゼロリーダーの研修等も含めてですけれども、そのあたりでは、かなり徹底して話をされてるようには思うんですけど、そのへんは村上さん、いかがですか。

○村上家庭系ごみ減量担当課長

まず 1 つは割れびんの関係ですけれども、ここにつきましては、おっしゃるとおりで、市民のかたが割って出さるわけじゃないんで、当然その、ただ、収集なり、それから選別の工程における、できるだけびんを割らないということについては、心がけさせていただいてますし、だいぶと向上はしてきてます。

一番ややこしいのが容器包装プラスチックなんですけれども、で、容器包装プラスチックが、何が容器包装プラスチックで何が容器包装プラスチックでないかということ、で、これは行政としましても、市民のかたに理解をしていただくために周知を一生懸命やってるんですが、これ非常にわかりにくいと。

一番端的な何が、容器包装プラスチックの「プラマーク」というのがあるんですけども、一番識別していただくのは、そのプラマークがついてるかついてないかということ、で、識別をしてくださいというふうには言うてるんですが、ただ、容器包装プラスチックの識別は一定それでできるんですが、今度は汚れの問題になると、どこまでの汚れが許されて、どこまでの汚れが許されないかというところがまた非常にわかりにくいということで、で、まああの、一応、広報ビデオとかを作らして、DVD を作らしていただいて、で、推進委員のかたにはその地域での研修会等をやってくださいということで、この報告でも 21 年、研修会でも触れておるんですけども、で、そういう絵で見ていただくほうがわかりやすいのではないかと

ことで、やっぱりそういう汚れとかそういう話になると、口ではなかなか説明しづらいということで、映像ということを中心に心がけました。

それからもうひとつは、言われました、その容器包装プラスチックでないプラスチック。で、リサイクルという観点から言いますと、容器包装プラスチックでないプラスチックも、リサイクル上は何の支障もございません。だから、リサイクルはできるんですが、実はこれ、その、容リ法の関係でリサイクルをする責任については、これはその商品をつくる人、またはその商品を使って、商売を、ものを売らる人、で、ここにリサイクルをするための責任、まあ、「拡大生産者責任」と掲げられとるんですが、で、リサイクル費用というのはそういう事業者さんが出さるんですが、実際にこれ、容器包装プラスチックを作ってはる、もしくは使用してはる業者さんが出してはるんで、そこへそのプラスチック製品を入れてしまいますと、そのプラスチック製品はリサイクルできるんですが、その負担を結果としては、その容器包装を作ってる事業者さんが負担をせなあかんことになってしまうと。で、これが容器包装を作ってはる事業者さんから言えば、自分の作ったやつのリサイクルは自分が負担するけども、他社が作ったやつ分までなんで自分が負担せなあかんねんということが言われますんで、で、実際にはこれ、容リ協会へお引渡しをするんですが、その容リ協会へお引渡しをする際にも、そういうものが混ざってないんかどうかというチェックがなされます。で、これが言うたら、いろんなそういう容器包装以外のものが大量に入っておれば、容リ協会が、まあ言うたら受け取り拒否やというかたちで受け取ってもらえないと。で、受け取ってもらえなければ、そのリサイクルルートに乗らないということになりますんで、で、そこについては、ちょっとなかなかその、同じプラスチックやから言うて、その、リサイクル上問題が無いから一緒にできるか言うて、しんどいところがございます。

ただ、今の法律で言いますと、容器包装プラスチックにしかかかってないんで、今後そのプラスチックそのものをどうしていくんか言うのんは、今後の課題ではあるとは思ってますけども、ちょっと現状では難しいかなというのが、今の現状でございます。

○小畑委員

あの、今言われたように、廃プラについて非常に市民周知されてますし、ほんまにちゃんとしてんねんけど、わかりにくい、そのことよくわかりますし、またあの、

今容器包装とそれからそれ以外その他、扱いが違うというと言わはるんですけど、ちょっと1点気になるのは、昨年、これは前回の容器包装の改正のときに、新しく事業者が市町村に資金を拠出する仕組みというのができたはずで、で、去年、去年でしたね、去年の秋やったと思いますけど、向こうからかなりの資金が各都市に返ってきたんですけど、大阪市と横浜市、名古屋市を比べると、明らかに金額に大きな差があって、で、その大きな差は何かと言いますと、大阪市の場合、結局、品質管理の部分でかなり金額的に落ちて、横浜なんかと比べるとかなり差がついたと思うんですけどね。

で、市民周知とかそういうことより、まあ、なかなか徹底しないことで、ある程度いろいろと不純物入ってることはよくわかるんですけど、そのあと、確か請負に出して選別されてますね。で、選別されてるのに、なぜ、なおね、その評価が、確か僕の記憶では評価が結局 ABD の D ランクやったから、何か金額がほとんどつかなかったように思うんですけど、その原因はどういうところにあるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○村上家庭系ごみ減量担当課長

あの、おっしゃられてるみたいに、その、言うたらその、返ってくる拠出金制度の関係で言えば、95 パーセント以上のリサイクル率、もしくは 90 パーセント以上で、前年比、確か 2 パーセントですかね、以上が向上されているということでない、その拠出金制度にのっていかないというかたちがあると思いますけども、これまあ、どこまでの精度を求めてその拠出金を取りに行くか、ある程度の精度の中で、まあ言うたら、拠出金についてはようさんもらわれへんかってという問題やと思ってます。拠出金を取りに行こうと思えば、言うたら、精度を上げて少々ものもみんな異物的に、特にその汚れの関係であれば、もうちょっと汚れとったらあかんねんというかたちでいけばいくほど精度が上がると思ってます。

で、もう一方は絶対にやってはあかんのは、よう間違えられんのは、使い捨てライターがよう放り込まれるんですけど、こういうのんと、それからあと注射器とかいうのがあるんですけど、まあこういうのは絶対に取り除かなあかん部分なんですけども、で、そこであの、言うたら事業者への委託の関係でどこまで精度を求めていくのかということをやろうと思ってますけども、で、かなりのその精度を求めていって、ほんでちょっとぐらいの異物でもあかんねんとやるのがどうなんかな、

非常に難しい問題で、で、要は汚れがあったらそれは異物やということにしてしまうと、これは異物として業者さんのほうから大阪市へ返していただきます。で、返してもろて、結局は焼却処分をするということになるんで、まああの、拠出金制度を取りにいくいうんか、ぎょうさんとりにいくことが、あんまり力点をおくことがどうなんかなという気もせんことはないんですわ。

で、むしろその、行政的に求めてますんは、いわゆる容り法そのものが、拡大生産者責任といわれ、この容りの中でもっとも経費がかかるのんが、回収にかかる経費が非常にたくさんかかると。むしろそのリサイクル、ある意味、集めてしまえばリサイクルにかかる経費よりも、その集めてしまうための労力、経費が非常にかかると。で、そういうことからすれば、むしろ法的には行政負担を軽減していただくのであれば、拡大生産者責任というものをもっと事業者に求めていくような、そういうような法改正をお願いをしていくことのほうが好ましいかなというふうに考えてます。

○藤田会長

かなり政策の問題になると思いますが。まあ、この話はそしたらちょっとおいておきまして、その他何か。

○吉田委員

すいません、今おっしゃるお話の中で、そしたら私たち一般市民は、ペットボトルひとつをとりましても、ふたとラベルというふうな3点ですね、細かくやっております。で、その話の続きで今小畑さんがおっしゃったように、どのへんのお金が動いてるいうのも、今、わかりました。で、例えばこの容器包装プラスチックの場合ですね、こここのところに衣料も入ってますね。あの、ベビーウェア、これ衣料ですよ。え、ここにウェアとか、衣料関係、布地ですね。布関係・・・入ってないんですか？え？

○藤田会長

資源には入ってるんですが容りには入ってない・・・。

○吉田委員

で、この場合ですね、今までは被災地とかそういうところへ送れましたね。で、今はそういうふうなことはお金がかかるので、役所もどこも引き受けてくれないということで、この間はゼロのかたにお願いして、環境局のほうからもお話でまして、

公園でリサイクル、ガレージセールなんかはやっていただきまして、結構なことやと思ってるんですが、ただもうひとつ、あの、聞いてほしいって地域のかたに言われたんですが、白いごみ袋で放るのはよくわかるんですが、クリーニングであがってきた模様の入った袋とか、それからデパートで買ったときの大きな袋なんかありますね。それを出していいのか悪いのかいうのをものすごい躊躇されてますので、そのへんの答えと、それから各戸回収、団地の各戸回収載ってますね。で、団地でする場合はある程度大きな場所で一箇所をおくのか、本なんかありますね、紙の回収ですか、今言いましたように、衣類とか他のものを含めてやるのであれば、一箇所に設けて、65歳以上の高齢者の多いかたのところでごみを出す場合は、お手伝いしていただけるの、70歳以上は聞いてるんですけども、これから65歳が結構増えますので、そのへんの年齢の差はいかがなものでしょうか。よろしくお願ひします。

○村上家庭系ごみ減量担当課長

すんません、ちょっといろんな話がいっぱいありますんで、ちょっと整理をさせていただきます。

まずあの、ごみ出しのお手伝いの65歳、70歳と言われてることなんですけども、まずこれにつきましては、大阪市が収集するごみということが前提でございます。だから地域でやられる集団回収とかそういうことが前提ではございませんので、今でしたら、大阪市のほうでは普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみ、これについての持ち出しサービスとしては65歳以上のかたのお住まい、で、ご夫婦で両方65とかいうのも結構ですし、単身の場合でも結構です。ただ、一家の中に65歳以上のひとがいてると、そやから出してくれますかと、それはちょっと違いますんで。持ち出しサービスに関してはそういうことでございます。

それから、容器包装プラスチックの中に衣類とかそういうのはございませんので、で、衣類につきましては、別途リユース事業をやってます。で、リユース事業をやってますのは、ベビー服、子ども服、それからマタニティウェア。で、これにつきましては大阪市のほうで回収をして、大阪市のほうでリサイクルプラザとか環境事業センターのほうで無償で提供をしてるという事業をやってます。で、この3つに限定させていただいておるのんが、比較的使用時期が固定をされてることから、傷むよりも使わんようになることのほうが早いということで、非常にその、使えるのにもう使われへんようになってしまうからごみになると。で、もったいないという

ことでリユースをさせていただいています。で、子ども服は、ちょっとあれ一部やっておるんですけど、あと、大人のかたの着られる服関係なんですけども、これを大阪市としてはリユース事業やってません。これにつきましては、もう既に民間市場がございますので、そういう使える衣類の大人向けのかたについては、むしろその民間事業者のほうへ、リユースの業者さん、いっぱいいてはりますんで、そっちのほうへ持って行っていただきたいと思います。

で、リユースしがたい、もう言うたら傷んでるといような服につきましては、資源集団回収、地域でやられてると思いますので、そこへ出していただければ、まあこれは、リユースではなくてリサイクルということで、古布なり繊維なりというかたち、で、最終的にはそういうこともできない場合は、一部サーマルで回収されるということもございますので、そちらのほうにお願いをしたいなど。

それから、クリーニングの袋とかの関係なんですけども、非常にこれ、わかりにくいと言うてる話なんですけど、容器包装プラスチックというのは商品を包む、もしくは商品を入れる容器というのがこれ、法律で規定をされております。で、クリーニングの場合は商品ではないと、要は自分のものを洗濯をしてもらうということになるんで、自分のものを洗濯に出すということはそれは商品でないということから、容器包装プラスチックの対象にはならないんですよ。で、デパートなんかでもの買うたときに、まあビニールの袋とかそんなに入れてもらうということはこれは、容器なり包装になるんで、これは対象になります。だから、そこに入れるものが商品であるか商品でないかというところがポイントになります。

で、基本的には容器包装プラスチックであれば、必ず容プラマークをつけなさいと。で、これはつけへんかったら違法になりますんで、つけることになってます。ただ、一部つけなくていいのは、商品があまりにも小さすぎる商品。要はマークをつけるスペースが無いようなものについては、一部つける必要がないというのはありますけども、そういうのんで、マークがついてるはずですから、そのマークで識別をしていただくのが一番確実なんかなというふうに思います。

それぐらいでよかったですかね。

○吉田委員

はい、ありがとうございます。すみません。

○宮川委員

事業系も家庭系もごみの減量ということなんですけれども、集団回収の件数が平成 20 年から 21 年度にかけて増えてますけれども、これは以前審議会等で出ましたオフィス町内会の回収とかの件数なんですかね。それとも、おそらくまだ紙ごみで焼却されているものが多いと思うんですけれども、そこらへんは今後どのようにして取り組むとか、そういうのをちょっとやっていかんと 110 万トンを超えるということはなかなか困難かと思えますので、そこらへんだけお願いします。

○村上家庭系ごみ減量担当課長

あの、ここで記載をさせていただいてますのは、これは家庭系でございます。で、これを見てもうたらわかるように、件数は結構伸びていってます。で、件数の伸びに対して回収量が横ばいということが、これがこの表で見ただけでしたら。で、まずこの件数の伸びなんですけれども、これ平成 21 年度から、これはモデル実施ということで、天王寺区で各戸回収による集団回収というやり方をやらさせていただいて、22 年 7 月から全市展開をするということで、今まで集団回収がやられていなかった地域に対して新たに集団回収を立ち上げてくださいますかというかたちで、地域にお願いをしております。

で、今までの集団回収でしたら、集積場所へ集めてもらわなあかん。で、集積場所を確保せなあかん。で、大阪市の立地条件から言いますと、なかなかその資源を集積する場所を確保するのが非常に難しいと。で、また、かなり高齢化社会になってきまして、集積場所に集めるにもその労力がやっぱり大変やということで、なかなか集団回収やられてなかった地域が多かったんですけれども、ほんで、今で言いますとだいたい大阪市内、だいたい 130 万世帯言われてまして、そのうち集団回収に登録されてはるんが 40 万世帯、約 3 割のかたが集団回収活動やっていたいておるんですが、7 割のかたが逆に言うとやっていただけない。で、そのまあ、大きな原因として、そういう集積場所なり、集積場所まで運ぶという労力。で、これを解消するために、再生資源業者さんが車の通れるところであれば、その軒先まで出していただければ回収していくというシステムを考えて、そういう業者さんの確保をして、新たにこういうことをやってくださいますかということでやって、件数的には伸びています。

一方、量が伸びないというやつなんですけれども、これが平成 19 年から 21 年の紙

ごみの使用量を調べますと、だいたい 14 パーセント減ってます。で、これはまあ、景気の影響とか、そういうことがあろうかと思えますけども、で、要は活動としてはだんだん大きくなってんねんけども回収量としては伸びないというのが、まあ、使用量が非常にこの 2 年間、19 年から 21 年の間に、使用量が非常に減ってしもうとるとというのが、ひとつの原因かなと。

で、それについては 22 年度に入ってきて、使用量が若干上向き言うか、ちょっと増えてきてると。で、まあ、このへん、リーマンショックとかいろんな関係で、その、一時期経済的に一気に落ち込んだ関係で、紙ごみの使用量がかなり減ったことが、結果として集団回収の団体数が増えても回収量が伸びないという原因かなというふうに思ってます。

○藤田会長

はい、ありがとうございました。

○小林委員

同じくこのパンフレットの中なんですけども、一番後ろのページの中で、3R 推進量(減量化量)のピンクと紫の部分で、平成 21 年度の量を計算してたんですけども、紫の再生利用量のほうは、2 ページに書かれている資源化の 3.9 万トンと、下にある金属回収 0.2 万トンと、その点々のかっこの中にある 3.6 万トンと 19.3 万トンを全部足した量で、27 万トンになるのかなと思うんですが、ピンク色の部分の数字はどこで見たらいいのかなということがひとつ。あと、この一番後ろのページのグラフをちょっと見てみると、27 年度目標値に対しての 21 年度の数字というのが、事業系ごみが 68 万トンに対して 71 万トン、家庭系は 40 万トンに対して 49.5 万トン、最終処分量も 27 年度 20 万トン目標に対して、22 年度は 22 万トンと、ほとんど目標値近くまで減量されている中で、この 3R 推進量というのが、たぶんまだ 19 年度に近い側の数字、まだまだ目標まで遠いかなという気がします。

前倒しで達成していくということと、100 万トンを目指すという中で、発生抑制は進んでいる傾向なので、その傾向としてはいいんですけども、その目標を目指す中でこの資源化量というのをいかにあげていくかというのが課題になってくるかと思えます。資源化量を上げていくための施策、これからの方向性とかをちょっと伺いしたいと思えます。

○縣事業企画担当課長

すいません、最後のページの3R推進量（減量化量）のところを中心としたことというご質問でよろしいですかね。

で、いわゆるですね、ピンクの部分と紫の部分があるんですけども、いわゆる紫の部分については再資源化量ということなんで、リサイクルしている量ということなんで、先程のごみ処理量の2ページの流れのところにもありますように、大阪府が直接タッチしている部分で、大阪府が個別に把握できる部分、こういった部分もございますし、一方ではですね、大阪府が直接っていうんですか、関与、直接タッチはしてないんですけども、間接的にやっていただいている部分として、資源集団回収の問題であったりとか、あるいは大規模建築物の減量指導の問題、で、さらにはまだ行政として把握できてないような部分で、例えば、言葉、語弊があるのかもしれませんが、例えば新聞紙等出してあればですね、普通ごみの中ではあんまり良くないんですけど、回収業者のかたが抜き取りをしていたりとかいうような部分でのリサイクルって、つかみきれてないという部分というような部分もあるかと思ったりしております。

で、そうした中でですね、あと一方、特にピンクの部分につきましては、これはいわゆる、発生抑制とか再使用というかたちになってきますので、これ自身は非常につかみにくい量になってくるかなと。まあ、具体的なイメージとしましてはですね、例えばごみゼロリーダーの皆さんと、今、勉強会等もやりながらいろいろ地元のほうで取り組み等もやっていただいたりしておるんですけども、まあ、そうした中でリユースの取り組みやとか、発生抑制の取り組み、いろんなかたちで買い物袋を控えましょうとか、何ですか、ごみ、レジ袋はもらわないでマイバッグを持参しましょうとか、いろんなかたちでの発生抑制のかたちっていうのがあるかと思えますし、先程もちよっとご説明ありましたが、事業系の関係でありましたらごみ処理手数料の改定、まあ、今後具体的に施行等がなされますと、やはり、経済的なインセンティブという部分でごみを減らしていこうという考え方に基づきまして、発生抑制という部分も出てまいります。そういった直接つかめない部分もあるんですけども、ひとつの想定といたしまして、まあ、こういったかたちでリサイクル量なり、発生量、及び再生使用量を増やしていくことによって、トータルとして、ごみを処理する量、一番目に見えてくる場所なんですけれども、ごみを処理する

量を減らしていきたいという趣旨で作らせていただいているという内容でございます。

すいません、ちょっと十分な説明になってるかどうかわからないですけど。

○小林委員

じゃあ、このピンクの部分は推計値ですか？

○縣事業企画担当課長

はい、ある意味、はい、推計の部分になってきます。

○山口委員

はい、時間過ぎてる中で申し訳ありません。短く 2 点。10 キログラム未満の無料収集が 82,000 件ということで、半分近くになる、半分近くかな、かなりの量なんですけれども、ここからですね、全体、量としては、82,000 件で、無料収集がどれぐらいの量なされてるかってこと教えていただきたいと思います。

もうひとつが、環境系のごみで不法投棄ごみが 0.8 万トン出てるんですけども、今年、家電の買い替えがかなり進んでるんですが、それによって増えるごみがあるのかとか、何か対策があるのかどうかっていうことを教えていただきたいと思います。以上です。

○永谷事業改革担当課長

10 キログラム未満無料収集の部分、82,000 件の事業所ということ、まあ、件数的にはちょっと以前の数字ですが、少し調査をしていただいた部分がございます、1 件あたりだいたい 3 キログラムと言うんですかね、10 キログラムまでは当然いってなくて、排出量が 1 日当たり 3 キログラムというのが大半のところでございますので、量的にはあまり家庭系のところと大きく変わらない部分があるかとは思っています。

ただ、この部分を含めまして、いわゆる単独のまあ、そういう事務所とか事業所というところと、2 階に住宅があって 1 階が店舗という、店舗つき住宅という部分に、まあちょっと分けたかたちでの整理というの、まあ、以前、部会のほうでもやっていただいた部分でもございます。だから、そこでいきますと、特に併設住居というところていきますと、まあ、家庭から排出されるごみの量と、事業活動に伴った排出されるごみの量とがなかなか区分しがたいという部分もございますので、そこまでちょっと正確にはつかめておりません。おおむねまあ、1 日あたり 3 キロ

グラムぐらいということでございます。

○藤田会長

不法投棄・・・。

○永谷事業改革担当課長

不法投棄でございますが、ちょっと僕も直接の担当ではないんですが、不法投棄そのものはまあ、量的にはあまり増えてない状況がございます。

○縣事業企画担当課長

あのですね、特に、一番気にしておられるのが、特にテレビの関係やと思うんですけども、来年ぐらいにですね、アナログ放送からデジタル放送に切り替わることで、まあ、アナログのテレビが使えなくなって大量に出てくるんじゃないかというの是非常に問題点だなと思うんですが、基本的にこのテレビにつきましてはですね、別途、家電リサイクル法っていう法律がありまして、テレビ等を買って替えたりとかするときにはですね、販売店の人がですね、それ持って帰って、言ったら引き取らなきゃいけないという義務がございますので、基本的には多分あの、テレビ、ほとんどのかた、買い替えというパターンが多いんじゃないかなというので、まあ、買い替えしはるときにですね、電気店のほうに持っていってもらうとか、あるいはそれ以外の部分につきましては、別に有料にはなるんですけども、いずれにしろ有料にはなるんですけども、別途、家電リサイクル法の関係でリサイクルするルートっていうのがございますので、できるだけそういったルールを活用していただくことで、マナーの問題でもありますんで、基本的にそんなに不法投棄、極端に増えないでほしいなというふうには思っておるんですけども、はい。

○藤田会長

はい、ありがとうございました。その他、何かございませんか。

○加賀城委員

まず、景気の影響について注視して見ていく必要があるかなと思いましたが、大阪市のいろんな施策の効果が出てるというふうに取り取りました。

ただ、一方で、110万トンの目標達成というのが一番重要だとは思いますが、その先を見た中長期的な取り組みを並行して進めていくということも重要ではないかなと思っております。例えば、昨年の中長期の答申の中で中長期的な課題に挙がってございましたけれども、中小事業者へのモデル事業として古紙の共同回収のモデル

事業を検討していくとか、あるいは第二次循環型社会形成推進計画の中では、循環型社会と低炭素社会の融合が重要な課題になっておりまして、廃棄物からのエネルギー回収ということが挙がっておりますし、基本計画の中でも、長期課題として挙がってたかと思うんですけども、持続可能な社会を生み出すとすれば、やはり、そういう廃棄物と循環型社会と低炭素社会を融合させていくというような取り組みも重要になると思いますので、110万トンの取り組みと並行して、そういう中長期的な視点でというのも進めていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○藤田会長

はい、これはご意見ということで。何か・・・。

特に、私の感想ですけど、かつては環境事業とかなんかで独立してましたけど、現在は環境局の中でやっておるので、まさに温暖化対策とこのごみの事業っていうのは同じ局の中でされているのであろうと思うんですけど、なんか、縣さん、そのへんのコメントは。

○縣事業企画担当課長

すいません、あの、何点かご指摘あったと思うんですけども、特に未利用エネルギーと言うんですか、エネルギーの関係につきましては、先程も申しあげましたようにやはり焼却工場の関係では、発電したあとのエネルギーというのも積極的に回収を進めております。先日発表させていただきました大阪環境ビジョンという、実は今後の環境施策の取り組みって言うんですか、方針を発表させていただいたんですけども、その中でもですね、やはりひとつ、都市の未利用エネルギーって言うんですか、そういったものもどんどんエネルギーをできるだけ活用していったってですね、いわゆる地球温暖化の防止に取り組んでいくべきだという方向性、一定、中長期的なスパンでそういう方向性を持って取り組んでいきたいというように方針内容を出させていただいてますんで、やはりそれも非常に重要な課題かなというふうには認識しておるところでございます。

あといろいろ今後、取り組んでいくこと、たくさんございますんで、まあ、そのあたりもなかなかすぐにできる部分と、だんだんとやっていく部分いろいろございますので、ご指摘の点ふまえながらまたやっていく、取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○藤田会長

はい、ありがとうございます。えーと、何かご発言、そのほかございますでしょうか。

まあ、私も今日は何時までに終われという指示も無かったので、委員の方々の、もういい加減に終わってくださいっていう、なんとなく顔が見えると止めようかなと思ってましたが、だいたい予定している時間からいくと十数分超えたということですので、このへんで終わりたいと思います。

えーと、私も一委員としたら発言の資格あると思いますので、二つほど質問というか努力をしていただきたいっていうのは、ひとつは市民に対してまあ、こういうふうなかたち、特に事業者に対してその処理手数料の不満、改定を求めたっていうことで、これはこれで私もこの部会の中でもかかわってきましたので、ひとつの減量の流れではあると思うんですけども、そのもう一方で、えーと、パンフレットなのかな、どちらかちょっと忘れちゃったけれども、ごみの処理手数料の部分ですね、確かに収集とそれから処理処分っていうコストがあって、それは順調に下がってきていることは間違いないと思うんですね。6ページの図でもあります。だけど、残念ながら主としてと言うより、処理処分に関してはまったく本市がかかわっていかねばならない部分なんですけれども、この部分の減量がなかなか進まない。要するに効率化が進まないというふうに言ってもいいのかもわかりませんが、まあこれを、例えばその、トンあたりだからもうこのあたりが限界なんですよとか、そういうふうに言われると、やむをえないのかもわかりませんが、まあ、やっぱり市民ひとりあたりの処理コストを考えたときに、やはりこの部分も、処理処分のコストもやっぱりどうやってこう努力して圧縮していくのかというのは、ひとつ課題ではないかなというような感じがします。例えば、21年度の云々と書いてますが、だいたい17年度から4,500円ぐらい削減しましたよ、だけど、ほとんどが実は収集、輸送なんですね。で、それは減量してるからそこは下がってる。もうもろに下がってる。だけど、もうひとつやっぱり大事なものは、減量してきたことによって逆に、例えば焼却炉のコストが上がってしまったんでは、あんまり意味が無いので、だからそのあたり、どういうふうに下げていくのかというのは、これは多分、もっと先にいけば適正な焼却炉を設置するとかね、そういうことも含めてやっぱり、将来計画立てていかないといけないん違うかなっていうような感じを受けてます。多分、

おそらくこのコストの部分というのは、そういうところも入ってるんじゃないかっていうふうに感じます。これが1点。

それともうひとつは、今回条例の中では残念ながら盛り込めなかったというふうにおっしゃってましたけれども、例えばその、条例案の中ではやはりできるだけ、その、排出したごみの量に応じて応分負担してくださいということを書いているわけですから、それは将来的にはそこは、例えば、10キログラム未満でも当然本来有料化のひとつのやっぱり対象ではあるっていうふうに考えていただきたいというのは、私はこの提言をまとめたときにやっぱり感じたということ。

だけど、もう一方で確かにその、市民、特に事業者のかたからいろんな意見をいただいたということで、それはそれで非常にこう、重く受け止める必要があると思うんですけど、それじゃあ、今度大阪市としては、今、例えば事業者に対してでも、こういうふうにしたらごみの減量が進みますよっていう、いわゆるごみゼロリーダー的な、そういうものをどういうふうにしてアクションをしていくのかっていうのが、次のやっぱり施策としても入ってくるのではないかなっていうふうな感じを受けました。

まあ、遅ればせながらっていうことで、いろいろとされてるんですけども、どっちかって言うとこれは、ごみの処理手数料の改正をご理解くださいというふうな話の、たぶん、タウンミーティングっていうか、そういうのだと思うんですね。でも、そうじゃなくって、事業者のかたでもこんなふうにしたら簡単にごみの減量ができますよっていうふうな、あるいは分別も含めてですけど、そういうことも当然ながら啓蒙活動していかないといけないんじゃないかなっていうふうに思います。もちろん、一方で、このパンフレットの中にもございますように、事業者リサイクルコンテストなんかをされてるので、その中で啓蒙してるっていうことはそうなんですけど、やっぱりそれをもっとたくさんのかたが参加できるような、やっぱりそういう機運を作っていくというのか、そういうことも大事なんではないかなと、そういうふうな感じを受けました。

これは答えは要りません。よろしくお願ひしたいと思います。

えーと、何か、よろしいでしょうか、それはたぶんもう今、まとめようかなと思ってたんですけど、いいわけも含めて適切に答えていただきましたので、まとめる必要はないかなと思います。

まあ、そんなふうな感じで一応本日の 1 のほうの議題については、一応ここで終わらせていただきまして、本日 2 つ目のその他っていうのがございますが、これは事務局何かございますでしょうか。

○山崎事業企画担当課長代理

いいえ、ございません。

○藤田会長

はい、では、本日の審議会はこれで終了となりますが、最後ですけれども、まだしばらく間が空くかもしれませんので、この際発言しておこうという委員のかた、おられましたらどうぞ。

なければこれで終わらせていただきたいと思います。

はい、じゃ、どうもありがとうございました。

○山崎事業企画担当課長代理

ありがとうございました。本日は、藤田会長、武田副会長をはじめ、委員の皆様には年末のお忙しいところご出席を賜り、ありがとうございました。これで本日の審議회를閉会とさせていただきます。次回の審議会開催につきましては、大阪市議会日程等の関係で日が空くことになるかもしれませんが、また改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後 12 時 20 分